

2007年12月10日

淀川水系流域委員会 様
国土交通省近畿地方整備局 様

宇治・世界遺産を守る会
藪田秀雄

原案についての質問と意見

受付番号 1198 の回答に対する再質問 宇治川河川整備の目標について

回答は「後期放流を $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ とするとしている。・・・宇治川では $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 対応の河道整備を行うことで琵琶湖後期放流対応と併せて 150 年に一度の洪水に対して安全な河道の整備を行うこととしている」としているがまったく納得できない。宇治川を戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水を対象に河川整備をはかることから $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ は出てこない。1/150 計画規模洪水対応で宇治川 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ 河川整備するのであれば、原案で枚方上流の各支川の河川整備目標を戦後最大洪水・昭和 28 年台風 13 号洪水としながら、なぜ宇治川だけを桂川や木津川と異なり 1/150 規模洪水対応にするのか納得ゆく説明をしてください。

質問 1 宇治地点の計画高水流量について

質問①昭和 46 年淀川水系工事实施基本計画の宇治川の宇治地点の計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を決めたときに用いられた計算式および数値を説明してください。

質問②平成 19 年 8 月に決定された淀川水系河川整備基本方針の宇治川の宇治地点の計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を決めたときに用いられた計算式及び数値を説明してください。

質問③原案の宇治地点の計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を決めたときに用いた計算式と数値を説明してください。

質問 2

「第 67 回委員会 (19.11.26) 審議資料 1-3-3 『淀川水系における洪水調節の考え方』の p 5 「3. 5 整備計画原案における宇治川の改修」で「宇治地点の流量は天ヶ瀬ダムからの放流量 $1140 \text{ m}^3/\text{s}$ に宇治発電所、宇治残留域からの流入量をくわえたものとなるため、戦後最大洪水 (昭和 28 年台風 13 号) が発生した時は宇治地点の流量は $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ となる」としている。

受付番号 226 に対する回答は「第 46 回委員会 (H17.9.24) 審議資料 1-3 『大戸川ダムの調査検討(とりまとめ)』によると宇治地点での天ヶ瀬ダム再開発後の 5313 型洪水 (*昭和 28 年台風 13 号) の流量計算結果は、宇治地点の 1/150 の場合、大戸川ダムなし・・・約 $1400 \text{ m}^3/\text{s}$ 、大戸川ダムあり・・・約 $1300 \text{ m}^3/\text{s}$ 」としている。

天ヶ瀬ダム再開発後、宇治地点で戦後最大洪水 (昭和 28 年台風 13 号) の洪水流量が、 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ という数値と大戸川ダムあり $1,300 \text{ m}^3/\text{s}$ 、大戸川ダムなし $1,400 \text{ m}^3/\text{s}$ という数値が示されていることについて説明してください。

質問 3

「第 67 回委員会 (19.11.26) 審議資料 1-3-2 『計画規模の洪水の選定』」の p 9 表 11 で基本高水ピーク流量 宇治地点 2,400 m³/s となっている。一方河川整備基本方針の資料では宇治地点の基本高水ピーク流量は 2,600 m³/s (琵琶湖からの流出を考慮) となっている。両者の関係を説明してください。

質問 4

11 月 4 日の「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」で、河川管理者は宇治川の宇治地点の計画規模 1/150 の計画高水流量は 1,500 m³/s であり、天ヶ瀬ダムから山科川が合流するまでの一連区間において宇治地点の計画高水流量 1,500 m³/s に対応した河道計画を策定するとしか説明しておらず、天ヶ瀬ダム 2 次調節などの理由はまったく出していなかった。第 67 回委員会 (H19. 11. 26) では宇治川 1,500 m³/s 改修の理由として天ヶ瀬ダム 2 次調節が主として出てきたのはなぜか。同様のことはこれまでの質問に対する回答に関してもいえるがなぜか。

受付番号 1127、1311、1313 の回答に対する再質問

11 月 4 日の「塔の島地区河川整備に関する意見交換会 (H10. 11. 4) 資料 4」の「流出計算モデル (貯留関数法) による計算」の記述で「建設省河川砂防技術基準 (案) 同解説調査」では洪水流出計算にあたっては、必要に応じ流域を流出計算モデルに応じて適当な大きさに分割する。・・・あまり小さくしすぎると (例えば流域面積 30 k m²以下) 1 時間単位の計算の適合しないことがあるので注意を要すると記載されている」としながら、「宇治川では天ヶ瀬ダムから山科川の間においては、その間約 27 k m²の流域から流入する小支川をまとめて 1 つの小流域支川としてモデル化し、宇治川への流入量を求めた」として、「天ヶ瀬ダム再開後の計画最大放流量 1,140 m³/s + 宇治発電所放流量約 60 m³/s + 天ヶ瀬ダム～山科川間の流入量 = 宇治地点計画高水流量 1,500 m³/s」としている。

一方で「宇治橋上流域における流出量の検証」として、合理式による宇治橋上流域からの流出計算結果として下記の結果を出している。合理式 Q (流出量 m³/s) = $1/3.6 \cdot f$ (流出係数) $\cdot r$ (洪水到達時間内の平均雨量強度) $\cdot A$ (流域面積 k m²)

流域の範囲	最長流路長 (km)	洪水到達時間 (分)	洪水到達時間内の平均雨量強度		流域面積 (k m ²)	流出係数	流出量		天ヶ瀬ダム放流量 (m ³ /s)	宇治発電所放流量 (m ³ /s)	計画洪水量	
			100 年 (mm/h)	150 年 (mm/h)			100 年 (m ³ /s)	150 年 (m ³ /s)			100 年 (m ³ /s)	150 年 (m ³ /s)
宇治橋上流域	10.4	79.4	75.8	82.1	16.8	0.7	248	268	1,140	60	1,448	1,468

質問①合理式の流出計算結果に基づき宇治橋上流域の計画洪水流量 (1/150) は $1140+60+268=1,468$ (m³/s)としている。この場合、天ヶ瀬ダムから宇治橋上流の流域面積は 16.8 k m²である。天ヶ瀬ダムから山科川合流点上流域の流域面積は 27 k m²で

ある。同様に計算すると、山科合流点上流・宇治地点の計画洪水流量（1/150）は、 $1140+60+431=1,631(\text{m}^3/\text{s})$ となり、計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を超えることになるがどうなのか。式は適切なのか、数値は適切なのか、説明されたい。

質問②宇治地点の計画高水流量 $1,500 \text{ m}^3/\text{s}$ を求めるのに用いた「流出計算モデル（貯留関数法）による計算」の計算式及び用いられた数値を説明してください。

受付番号 595、1134 および 1309 の回答に対する再質問 洗堰の洪水時の放流量について

回答は「・全閉操作を解消した時の放流は、洗堰設置前の自然状態を想定。つまり洗堰設置前の総流出量となるように、堰のゲートを固定し人為的に操作せず、琵琶湖の水位の上昇に伴い流出量が大きくなるということです。・瀬田川洗堰の放流量には、琵琶湖の水位が大きく関与します。 $50 \text{ m}^3/\text{s}$ は、瀬田川洗堰設置前の河道形状で、琵琶湖水位が B.S.L.±0m の時の流出量です。・ $93 \text{ m}^3/\text{s}$ は B.S.L.−0.3m の時のものです。」と列記しているだけで納得できない。結局、基本方針と原案でいうところの瀬田川洗堰の洪水時も瀬田川洗堰設置前と同程度の流量を流すという内容は定量の $93 \text{ m}^3/\text{秒}$ を流すのか、それとも堰を固定して琵琶湖水位の上昇するままにいくらかでも流すのかどうか、説明してください。

受付番号 597

未回答。

受付番号 1310 の回答に対する再質問 洗堰の洪水時放流について

質問①11月4日の「塔の島地区河川整備に関する意見交換会」において、「原案で瀬田川洗堰の全閉操作を行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとするとなっている。洪水時も $93 \text{ m}^3/\text{s}$ 流すのではないか。整備計画に洗堰の洪水時流下を加味すべきではないか」と質問したところ、河川管理者は「瀬田川洗堰の全閉操作をしないということはやるとなっていない。整備計画期間中に検討するという事です」と説明している。そこで「この説明は正しいのか。原案と11月4日の説明について説明を求める」質問を出したのですが、回答されていない。

質問②「第67回委員会（19.11.26）審議資料1-3-5『天ヶ瀬ダム再開発事業について』のp5「2. 1 淀川水系の洪水防御と瀬田川洗堰」で「整備計画期間内において、流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作は行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることを検討することとしています」としている。

原案はp65で「流域全体の治水安全度の向上を図る観点から、3)の宇治川・瀬田川における対策及び大戸川ダムの整備を行った後、下流に影響を及ぼさない範囲で、原則として瀬田川洗堰の全閉操作行わないこととし、洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとする」とある。また検討については、「全閉操作規則の見直しを検討するとともに、全閉操作を行わないこととした場合の流出増分に対する対応方法について検討を行い、必要な対策を講じる」とある。

「洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることを検討することとしています」と「洪水時においても洗堰設置前と同程度の流量を流下させることとす

る」はまったく異なる内容である。一体どちらが正しいのか説明されたい。

質問③河川整備基本方針は琵琶湖の流出を考慮しているが、原案は琵琶湖の流出を考慮しなくてよいのか。

受付番号 861 および 1315 の回答に対する再質問

アーチ式ダムの 900 m³/s 放流とトンネル式放流施設の 600 m³/s 放流による低周波空気振動の影響は周辺住民に大きな影響を与える可能性があり、慎重なアセスメントが必要です。回答されたダムのトンネル式放流施設の規模および放流能力などを説明してください。各ダムのトンネル式放流施設の低周波測定データを集めて説明してください。

質問 5

「第 67 回委員会 (19.11.26) 審議資料第 1-3-5 『天ヶ瀬ダム再開発について』」の p 32 「周辺環境 (低周波音) で「周辺に低周波音が発生しないような設計を実施してゆくことで対処する」としているが実例はあるのですか。

受付番号 1199 の回答に対する再質問 塔の島地区の河床掘削に関して

質問①「最深河床部 0.4m」と「最深部 0.4m」は同じ意味といえるが、「0.4m」は同じ意味とはいえない。今でも同じ意味といえるのかどうか。

質問②回答は「『0.4m掘削』という表現ではわかりにくいというご意見あったので、基準面を設定すれば分かりやすくなると考え、今回の説明においては 51.4k+75m 地点の測量断面における最深河床部を基準面としてそのポイントから約 0.4m掘削することを示すべく、『最深河床部 0.4m』という表現を用いた。」としている。51.4k+75m 地点を基準面に選んだ理由を説明してください。また基準点の位置を平面図に図示してください。

質問③「当初計画の約 3m掘削、平成 12 年度時点の約 1.1m掘削もこの基準面からの深さと合致しています」としている。ところが「宇治川塔の島地区河川整備検討委員会第 3 回委員会資料 平成 13 年 3 月 16 日」は「1、治水対策と環境対策に配慮した河道掘削断面 治水対策断面 目標流量 (1,500 / s) 流下させるために必要な本川の断面であり、本川平均河床高から概ね 1.1mの掘削」と約 1.1mは本川平均河床高からの深さの掘削であるとしている。

それを「平成 12 年度時点の約 1.1m掘削もこの基準面 (51.4k+75m 地点の測量断面における最深河床部) からの深さ」と説明するのはまったくおかしい。納得ゆく説明を求めます。

同様のことは当初計画の約 3mにもいえるのではないか。

質問④「これまでと同様の『0.4m掘削』という表現に統一することといたします」としているが、「第 67 回委員会 (19.11.26) 審議資料 1-3-5 『天ヶ瀬ダム再開発事業について』」の p 9 「塔の島地区の整備」では「0.4m掘削」という言葉すら削除しているのはなぜか。

受付番号 1319 の回答に対する再質問 塔の川の流下能力の算定

回答で「塔の島地区の河川整備で塔の川締切堤の撤去実施後の流下能力を算定するにあたり、落差工は現状を想定しています」とあるが、平成 19 年 11 月 4 日の「塔

の島地区河川整備に関する意見交換会資料4『塔の島地区河川整備について』淀川河川事務所」の「3、塔の島地区の河川整備計画（案）」および説明で落差工を1m切り下げるとしている。計画されている落差工1m切り下げで再度塔の川の流下能力を算定して回答してください。

また落差工を可動式にして全開した場合の塔の川の流下能力の算定は、選択肢の一つとして検討するために求めているのであって、算定して回答してください。

受付番号 876 及び 1320 の回答に対する再質問

塔の島地区河川整備に関する検討委員会で議論されたことは会議を傍聴して知っています。問題は、検討委員会は19年春に突然休止したきりで検討委員会として塔の島地区河川整備に関する意見をまとめたものはないといっているのです。意見書が出されているというのであれば提示してください。

受付番号 880、881、1323、1324 の回答に対する再質問

過去に宇治市都市景観審議会へ説明に行ったということですが、何時、何回説明に行かれたのですか。原案が出てから行かれていますか。宇治市都市景観審議会からまとまった意見は出ていないと思いますが出ていますか。

検討委員会でも橋島切り下げについては異論が出ています。市民は橋島切り下げについて異論はあってもよいとは言っている人を聞いたことはありません。橋島1m切り下げについてはまったく納得できません。「景観への配慮 ・人工的な構築物、工作物をできるだけ少なくする」としているが、橋島の上面を掘削してコンクリートと石で固める内容はすべてが人工的な構築物、工作物ではないか。フォトモンタージュを見る限り、現状よりも良くなるという内容でない。樹木が極端に少なくなるのも問題で、橋島下流端をゆるい勾配にするために起こる問題である。橋島下流端をゆるい勾配にする必要はありません。再検討してください。

受付番号 1327 の回答の再質問

塔の島地区河川整備の検討委員会委員への報告会、住民意見交換会を行ったとかかかっていますが、私も傍聴し、また参加しています。塔の島と橋島の危険な東側の護岸について安全性と景観の観点から改善を求めてきたのは私たちです。塔の島、橋島の危険護岸の改善はこれまた当然のことであり、安全性と景観・環境を考慮したものでなければならぬ。塔の島・橋島の東側護岸について現段階の考えを平面図などに図示してくださいと要請しました。再度要請します。

受付番号 883 および 1326 の回答への再質問

計画案では、親水性を名目に塔の島地区のあちこちを捨石で埋めて無理に水辺に近づこうとしているが、このような捨石工法には問題があります。宇治川はもともと川辺に降りられない場所もあり、降りられる場所もあります。河川は砂洲などができれば降りればよいのであって、無理に捨石で埋め立てる必要はないし、河川環境を破壊するものといえます。再検討を求めます。

受付番号 1318 の回答への再質問

宇治山田護岸については、緩勾配化する低水部を除いてほぼ撤去することにしま

したということなので、よく判るように平面図と断面図で示して下さいと要請しました。再度要請します。

また緩勾配化する低水部は親水性の向上やナカセコカワニナの生息環境の改善を目的としているとしていますが、あの場所はもともと川におりるところではありません。川辺に降りれば亀石に上るなどの京都府レッドデータブックに記載されている貴重な亀石の保全に悪い影響が懸念されます。亀石の保全の観点からも再検討してください。またナカセコカワニナの生息環境の改善も関係ないと思います。

受付番号 956 の回答への再質問

河積を狭め、河川環境を悪化させた塔の川締切堤、導水管、亀石遊歩道の撤去は当然のことである。導水管は塔の川締切堤の撤去によって無用の長物となる。計画で言う槇尾山水位計までの部分撤去でなく、天ヶ瀬吊橋までの撤去を行うべきである。槇尾山水位計までの部分撤去としている理由について説明してください。

受付番号 592、1306、593、1132、1307 の回答に対する再質問

努力されていることは分かりますが、そのまま納得していません。「第 67 回委員 (19.11.26) 審議資料 1-3-5 『天ヶ瀬ダム再開発事業について』 p38 「表一補 1 昭和 36 年 6 月洪水が発生した場合の想定浸水被害」で「第 63 回委員会審議資料 2-2 において、浸水農地面積を約 1800ha と記載しましたが、正しくは約 1900ha です」と数値が間違っていたと記しています。

こうなると一体どの資料のどの数値が実態を正確に示しているのかまったく分かりません。琵琶湖浸水に関する資料についての信頼をとりもどすことは非常に困難であると思います。琵琶湖浸水に関する資料は非常にアバウトなものだということは分かりました。

浸水被害の実態がアバウトなものであれば、琵琶湖後期放流の放流量は、琵琶湖からすれば多ければ多いほうがよいということでしょうが、下流の宇治川から見れば少ないほうがよいのであって、宇治川戦後最大洪水を上回る高水位で長期間の琵琶湖後期 1,500 m³/s 放流をなんで受けなければならないのかまったく納得できないということです。

質問 6 琵琶湖後期 1,500 m³/s 放流について

琵琶湖の後期 1,500 m³/s 放流がおこなわれる頻度はどの程度を考えているのか。どの様な状態の時に琵琶湖の後期 1,500 m³/s 放流がおこなわれるのか。琵琶湖の後期 1500 トン放流の継続時間・日数はどのくらいか。

質問 7

宇治川 1/150 計画規模洪水 1,500 m³/s が流下した場合と琵琶湖後期放流・天ヶ瀬ダム放流 1,500 m³/s が流下した場合の宇治川槇島地区の堤防に与える影響は同じものであるのか異なるものであるのか説明してください。

質問 8

塔の島地区 1,500 m³/s 改修の河床掘削を実施すれば水位が約 1m 低下し、名勝亀石が陸地化し、環境と景観は修復不能までに破壊されると考えられる。河川法の

治水と河川環境の保全の観点からどのように考えているのか再度説明されたい。

質問 9

天ヶ瀬ダム再開発の計画洪水時最大放流量 $1,140 \text{ m}^3/\text{s}$ の根拠はなにか。再度説明されたい

質問 10

第 67 回委員会(H19.11.5)審議資料 1-3-2「計画規模の洪水の選定」の p11 に「表 13 計画高水ピーク流量一覧」とあるが「計画高水流量一覧」ではないのでしょうか。

以上